総務委員会資料

所管事務の調査(報告)

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた 考え方(案)に対するパブリックコメントの実施 結果について

資料1 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方(案)に対するパブリックコメントの実施結果について

資料2 「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向 けた考え方について

> 平成30年11月15日 総 務 企 画 局

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方(案)に 対するパブリックコメントの実施結果について

1 経過

「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の改正法が平成29年5月30日に施行されたことに伴い、本市における個人情報保護制度のあり方を検討した「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方(案)について、パブリックコメント手続の実施により、市民の皆様から御意見をいただきましたので、御意見の内容及び御意見に対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方(案)
意見募集の期間	平成30年7月27日(金)~平成30年8月27日(月)
意見の提出方法	電子メール、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	(1) 市政だより8月1日号掲載、川崎市ホームページ掲載 (2) 情報プラザ、公文書館、各区役所(市政資料コーナー)、行政情報課情報公開担当にて資料閲覧
結果の公表方法	(1)川崎市ホームページ掲載 (2)情報プラザ、公文書館、各区役所(市政資料コーナー)、行政情報課情報公開担当にて資料閲覧

3 結果の概要

意見提出数		3通(5件)
	電子メール	1通(2件)
内	FAX	0通(0件)
訳	郵送	0通(0件)
11/ \	持参	2通(3件)

4 意見の内容と対応

(1) 意見に対する対応区分

A: 御意見の趣旨を踏まえ、条例(案)に反映させるもの

B:御意見の趣旨が条例(案)に沿った意見であるもの

C:今後の施策・事業を推進する中で参考とさせていただくもの

D:改正案に対する質問・要望の御意見に対し改正案の内容を説明・確認するもの

E:その他

(2) 意見の件数と対応区分

項目		市の考え方(単位:件)				
人 人	件数	Α	В	С	D	Е
個人情報保護制度全般に関すること	1	0	1	0	0	0
個人識別符号、要配慮個人情報に関すること	2	0	2	0	0	0
非識別加工情報に関すること	2	0	0	0	2	0
合 計	5	0	3	0	2	0

(3) 各意見の内容

パブリックコメント手続を実施した結果、適切な個人情報の保護に関する考え方への 賛成の意見のほか、非識別加工情報に関する仕組みへの御意見が寄せられましたが、改 正に向けた考え方を修正すべきとの御意見はありませんでした。

ア 個人情報保護制度全般に関すること

No	意見内容	意見に対する市の考え方	区分
1	公的機関や民間を問わず、個人情報の漏えいなどに関するニュースを頻繁に目にする。適切に個人情報を保護してもらわないと、市を信頼することができなくなってしまう。	個人情報の保護については、個人情報保護条例に基づいて適切に行うことが重要だと考えておりますので、今後も着実に取組を進めてまいります。	В

イ 個人識別符号、要配慮個人情報に関すること

-	四八畝が竹り、女印念回八田林に因うしこ			
No	意見内容	意見に対する市の考え方	区分	
1	国の法改正に合わせて、個人識別符号や要配慮個人情報について条例改正を行って、適切な個人情報保護に努めてもらいたい。	個人情報の保護については、個人情報保護条例に基づいて適切に行うことが重要だと考えております。特に配慮を要する個人情報である要配慮個人情報についても、今後も適切に保護するための取組を着実に進めてまいります。	В	
2	要配慮個人情報の保有制限については、国にない試みではあるが、個人情報の保護のためにも行ってもらいたい。	要配慮個人情報の取扱いについては、保有制限に関する規定を設けることで、国よりも取扱いを厳格にすることとし、今後もより適切な個人情報保護の取組を進めてまいります。	В	

ウ 非識別加工情報に関すること

		,	
No	意見内容	意見に対する市の考え方	区分
1	国が非識別加工情報の仕組みを 導入していたことを初めて知った。 民間企業に提供する際、本当に個人 が特定できないように加工されて いるのか不安である。市民の個人情 報の保護を最優先にしてほしい。	非識別加工情報に関しての条例 改正は行いませんが、個人情報の保 護に支障を来さないことが大変重 要であると認識していますので、今 後、国等の動向を見ながら慎重に検 討いたします。	D
2	非識別加工情報の仕組みを、法律で規定することを検討する新聞記事を見た。いずれにしても、情報の漏えい等がないように慎重に検討してもらいたい。		D

(4) 意見に対する市の考え方

御意見については、今後の施策・事業の推進の参考とさせていただき、当初案のとおり条例改正の手続を進めていきます。

5 今後の予定

平成30年11月 「川崎市個人情報保護条例」の一部を改正する条例議案の提案 平成31年 4月 同条例施行

6 問合せ先

総務企画局情報管理部行政情報課情報公開担当

電 話 044-200-3656

FAX 0 4 4 - 2 0 0 - 3 7 5 1

「川崎市個人情報保護条例」の一部改正に向けた考え方について ~個人情報保護法等の改正に伴う川崎市における個人情報の保護~

1 条例改正に至る経過等

- (1) 平成29年5月30日に、「個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」という。)」、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「行政機関個人情報保護法」という。)」及び「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下「独立行政法人等個人情報保護法」という。)」の改正法が施行されました。
- (2)個人情報保護法の規定に基づき国が定めている「個人情報の保護に関する基本方針」も改正 され、法改正に伴う地方公共団体の対応に関する基本的な考え方として、<u>行政機関個人情報保</u> 護法を参考としつつ条例の見直しを検討することが求められています。
- (3) 行政機関個人情報保護法等の改正に伴い、川崎市においても個人情報の保護に関して必要な 措置を講じる必要があります。7月から8月にかけて実施をしましたパブリックコメントの結果を踏まえて、次のとおり個人情報保護条例の一部改正に向けた考え方がまとまりました。

2 個人情報保護法等の改正の概要

個人情報保護法、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法(以下「個人情報保護法等」という。)の改正により、個人情報の定義の明確化、要配慮個人情報の取扱い及び 非識別加工情報の仕組みの導入に関する規定が整備されました。

個人情報保護法等の改正の概要

個人情報の保護に関する改正

個人情報の定義の明確化

- ○個人情報の定義を改正し、<u>個人識別符</u> 号が、その情報単体でも個人情報に該 当することが明確化されました。
- ●身体の一部の特徴を電子計算機のために変 換した符号(例: DNA、指紋、静脈)
- ●サービス等で対象者ごとに割り振られる符号(例:基礎年金番号、旅券番号)

要配慮個人情報の取扱い

- 〇法律及び政令に定める、<u>人種、信条等の</u> 情報を「要配慮個人情報」と定義しました。
- ●要配慮個人情報:(人種、信条、社会的身分、 病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った 事実、病歴に準ずる情報、犯罪の経歴に準 ずる情報)
- ○個人情報ファイル簿に要配慮個人情報 の有無を記載することとしました。

個人情報の利活用に関する改正

非識別加工情報の仕組みの導入

- ○「特定の個人が識別できないよう個人 情報を加工して得た個人に関する情報 であり、当該個人情報を復元できない ようにしたもの」を「非識別加工情報」 と定義しました。
- ○<u>非識別加工情報の取扱いに関する規律</u>を整備しました。
- ●作成に当たって加工基準に従うこと
- ●個人を再識別するための照合行為を禁止すること等
- ○非識別加工情報の仕組みを導入することによって、<u>民間分野において非識別加工情報の利活用</u>を図っていくこととしました。

3 本市における個人情報保護法等の改正への対応

(1)個人情報保護法等の改正に対する検討の経過

平成28年10月に、個人情報保護制度の運営に係る重要事項等を審議する<u>「川崎市情報公</u> 開運営審議会(以下「審議会」という。)」に「個人情報保護法等の改正に伴う個人情報保護制度のあり方」を諮問し、平成30年3月に答申を受けました。本答申等を踏まえ、個人情報保護条例の一部改正を行いたいと考えています。

審議会の答申の趣旨

- ○行政機関個人情報保護法の改正の趣旨を踏まえ、川崎市における個人情報保護制度について必要な措置を講じるべきである。
- ○ただし、非識別加工情報の仕組みの導入については、国や他都市の動向を踏まえ、個人 情報の保護に支障を来すことがないよう慎重に検討すべきである。

(2) パブリックコメントの実施

審議会からの答申を踏まえて作成した「『個人情報保護条例』の一部改正の考え方(案)」について、パブリックコメントを実施し、合計で3通、5件の御意見をいただきました。

(3) 個人情報保護条例の一部改正に向けた考え方

個人情報保護条例の一部改正にあたっては、<u>行政機関個人情報保護法の改正の趣旨を踏ま</u> え、個人情報の定義の明確化及び要配慮個人情報の取扱いに関し、必要な規定を整備します。

個人情報の定義の明確化について

- ○「個人情報」の定義規定を改正し、<u>「個人識別符号が含まれる」情報は個人情報に該当</u> するよう定義の明確化を図ります。
- ○<u>個人識別符号として定めるべき符号は、行政機関個人情報保護法と同じ定義にすることを基本とし</u>、必要に応じて独自に追加します。

要配慮個人情報の取扱いについて

- ○行政機関個人情報保護法に準じ、個人情報保護条例に要配慮個人情報を定義します。
- ○個人情報ファイル目録等に、**要配慮個人情報の保有の有無等を記載するよう様式を改正** します。
- ○現在、**保有制限を行っている情報の範囲**(思想、信条、宗教等)**を、要配慮個人情報の 範囲に改めます。**
- ○<u>要配慮個人情報を新たに保有する場合で、保有することに法令の定めがない場合は、</u>保 有に際しての適切な**事前手続として、審議会の意見を聴くよう規定を改めます。**

非識別加工情報の仕組みについて

○審議会の答申やパブリックコメントの結果を踏まえて、今回は非識別加工情報の仕組み に関する条例改正は行いません。